



自然再生推進法について

自然再生推進法成立の背景～政府の動き～

平成13年5月

小泉総理大臣所信表明演説

「21世紀に生きる子孫へ、恵み豊かな環境を確実に引き継ぎ、自然との共生が可能となる社会を実現したい。」

平成13年7月

「21世紀「環の国」づくり会議」報告

「順応的管理の手法を取り入れて積極的に自然を再生する公共事業、すなわち「自然再生型公共事業」の推進が必要」と提言

平成13年12月

「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申

「海岸・浅海域等の水系域や都市域など既に自然の消失・劣化が進んだ地域では自然の再生や修復が重要な課題である。自然の再生、修復の有力な手法の一つに、地域住民、NPO等多様な主体の参画による自然再生事業があり、(略)」

平成14年3月

新・生物多様性国家戦略(地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

「自然再生」を今後展開すべき施策の大きな3つの方向の一つとして位置づけ。関係省庁が連携し政府一体となり、また、国民、民間団体、研究者等多様な主体の参加・協力を得て推進する自然再生事業の着手を記述

自然再生推進法成立の背景～国会の動き～

平成14年2月

与党「環境施策に関するプロジェクトチーム」が検討を開始
自然再生を推進するための法案の検討が開始

平成14年5月

与党「自然再生推進法案(仮称)」を公表

各党内や与党PTでの議論、関係各省、NGOからのヒアリングを経て与党案を作成

与党と民主党の間で法案について調整

独自に検討を進めていた民主党と調整を行い、法の目的等に「生物多様性の確保」の追加、「自然再生専門家会議」の設置等が盛り込まれる。

平成14年7月

与党及び民主党の関係議員「自然再生推進法案」を国会に提出

平成14年11～12月

「自然再生推進法案」が審議され、12月4日に賛成多数で成立。

衆議院では、主務大臣が自然再生事業実施計画に助言を行う際に、自然再生専門家会議の意見を聞くことを義務づけることなどの改正。

参議院では、自然再生協議会の組織・運営の適正化、NPO等の参加の公平性の確保などを求める付帯決議を実施。



自然再生推進法の目的(第1条)

この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、**自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。**



自然再生推進法が定める定義(第2条)

(第2条第1項)

「自然再生」：過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

(第2条第2項)

「自然再生事業」：自然再生を目的として実施される事業をいう。

自然再生事業の対象 自然再生基本方針

自然再生 = 過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻す事業。

自然再生事業は、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のものとその近くに創出する代償措置ではなく、過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的に行われるもの

保全：良好な自然環境を積極的に維持する行為

再生：自然環境が損なわれた地域において、損なわれた自然環境を取り戻す行為

創出：自然環境が失われた地域において、地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理：再生された自然環境の状態を、長期間にわたり維持するために必要な管理を行う行為

自然再生推進法が定める基本理念(第3条)

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

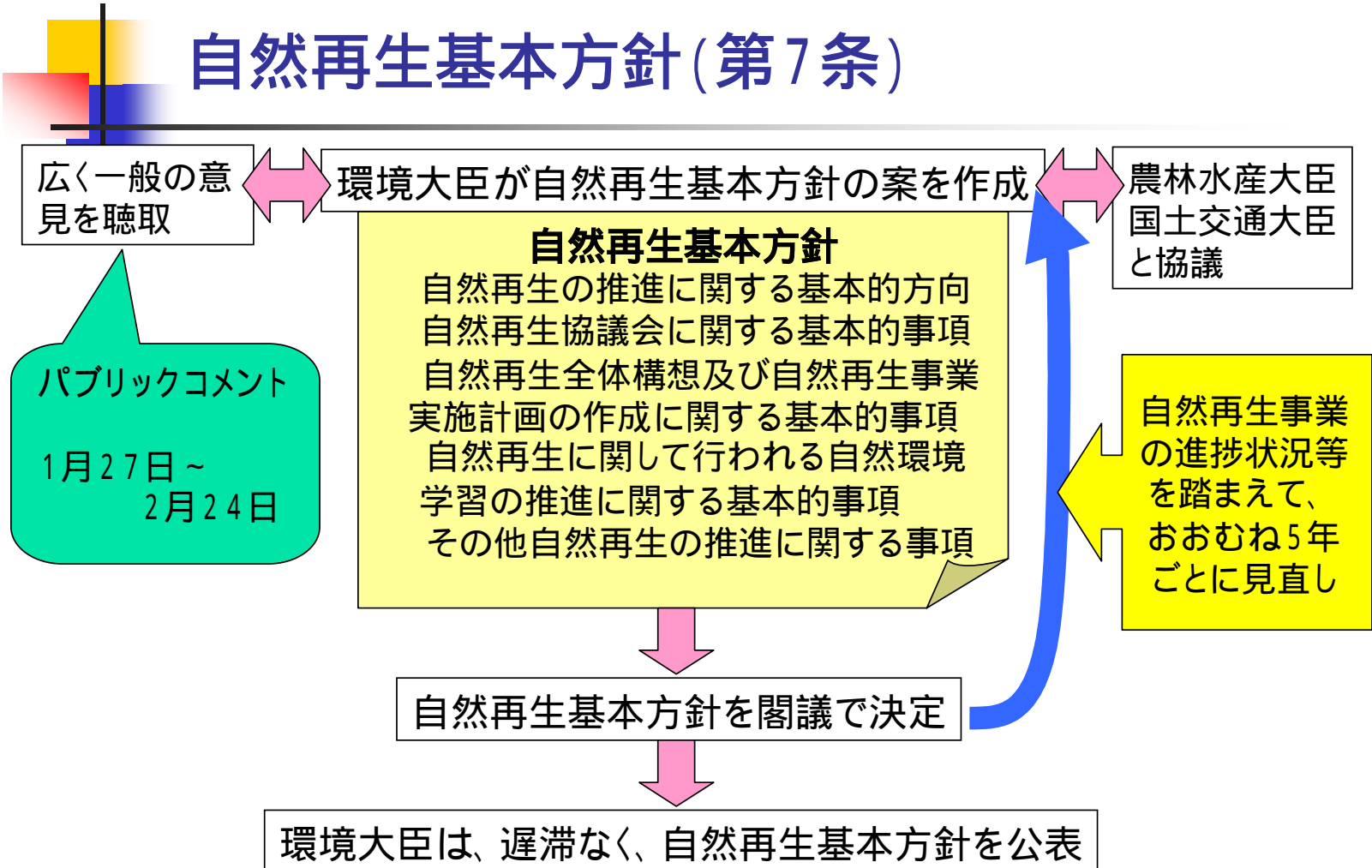
自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

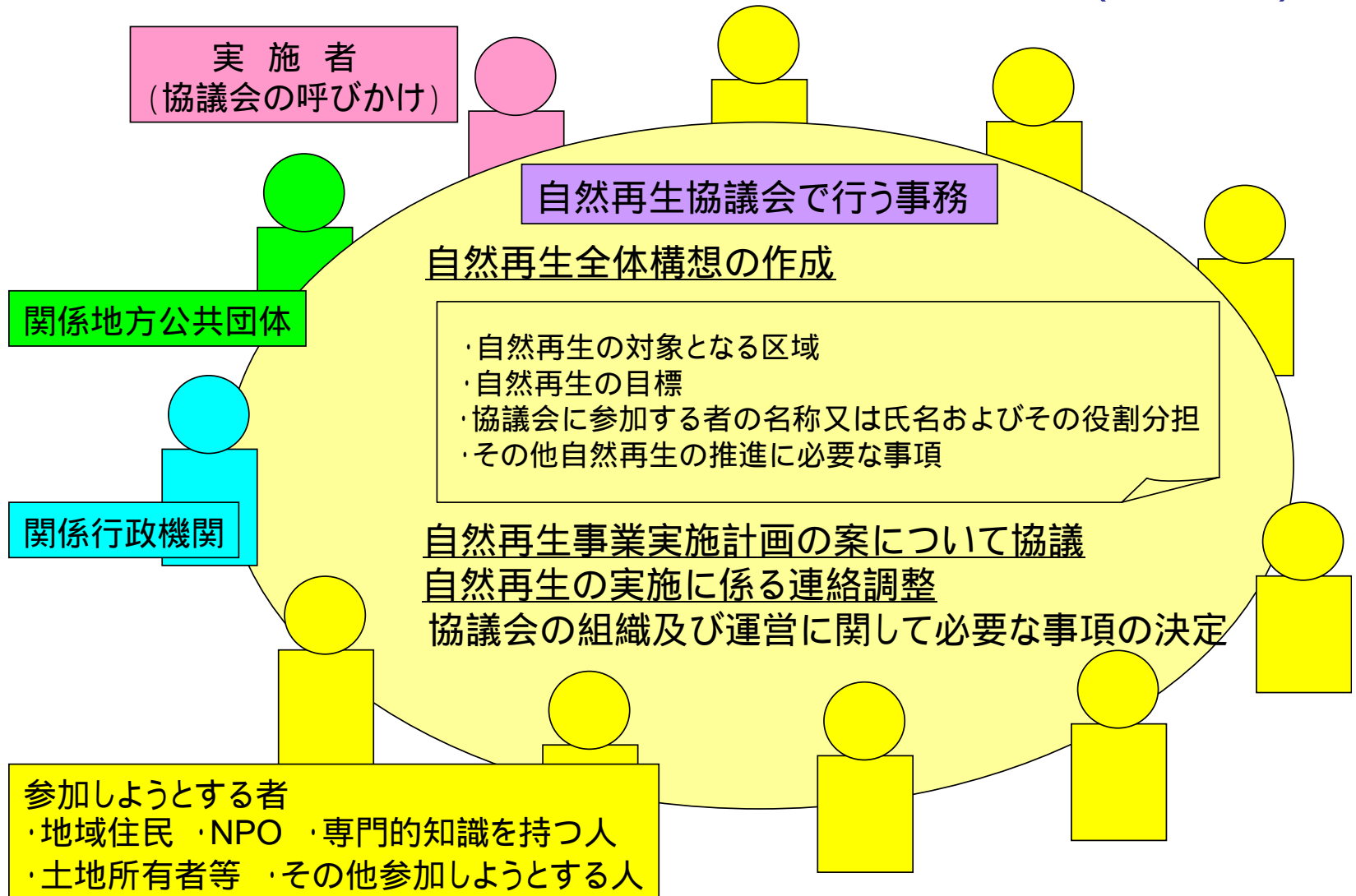
自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習(自然環境学習)の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

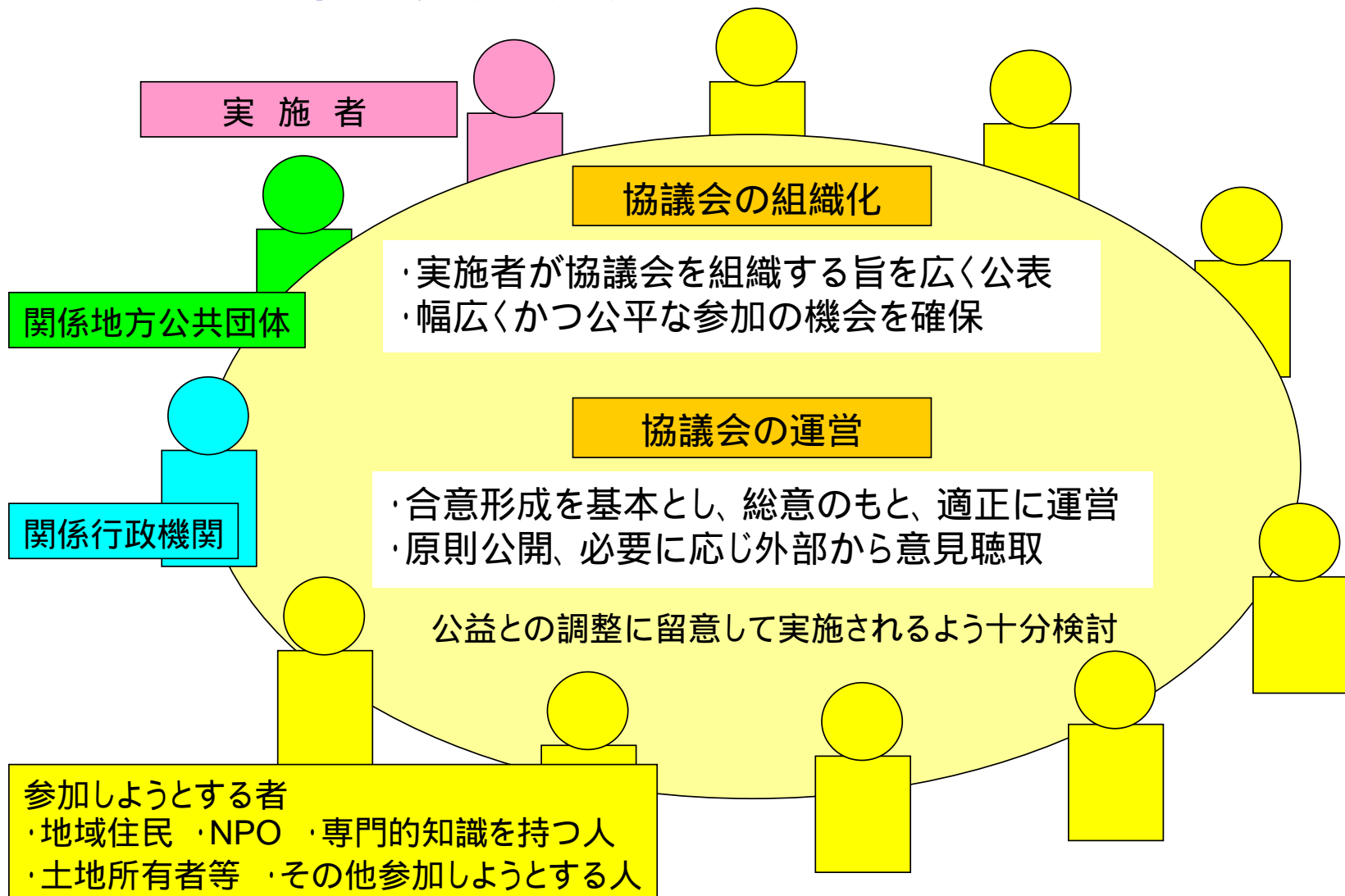
自然再生基本方針(第7条)



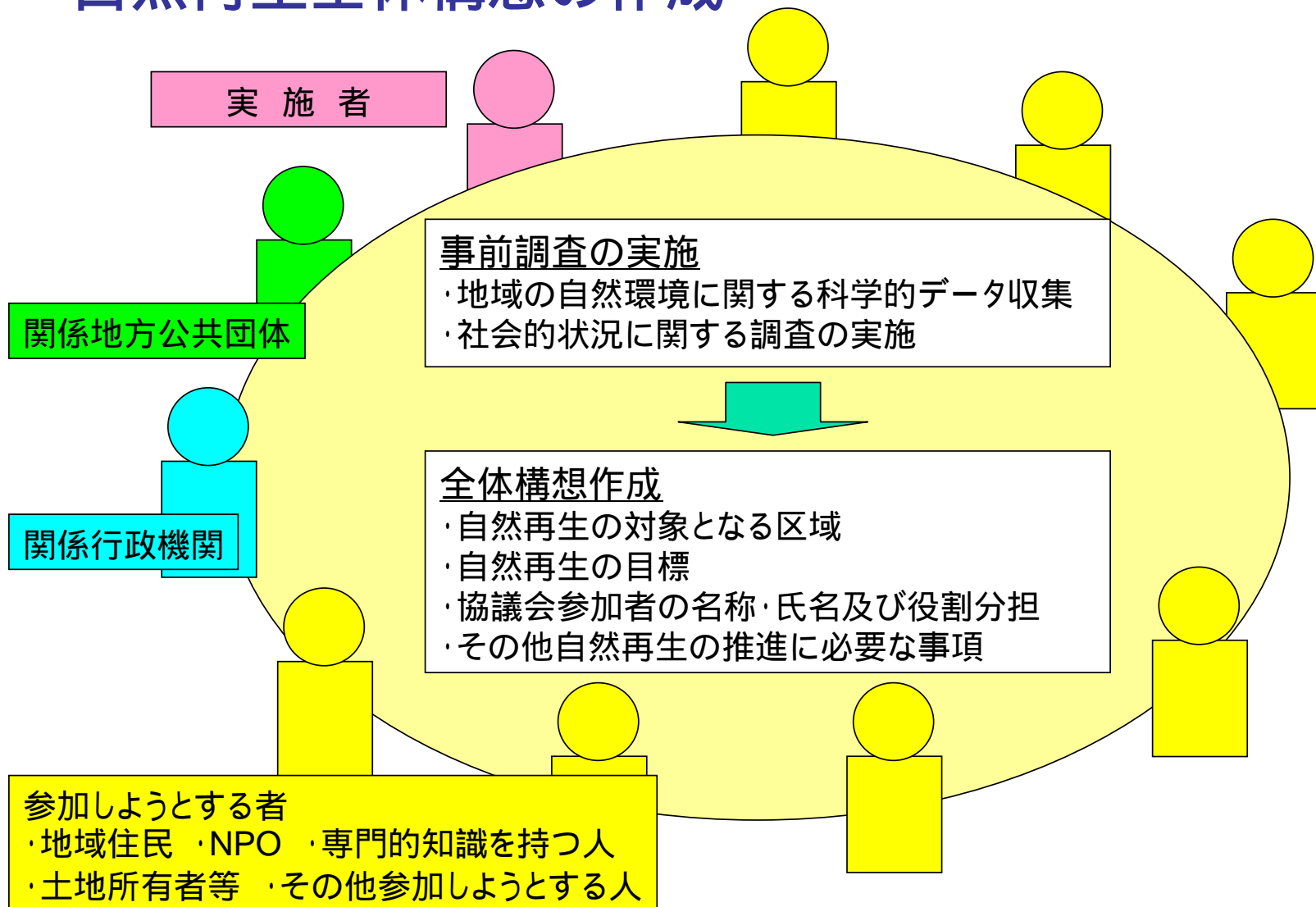
自然再生協議会及び自然再生全体構想(第8条)



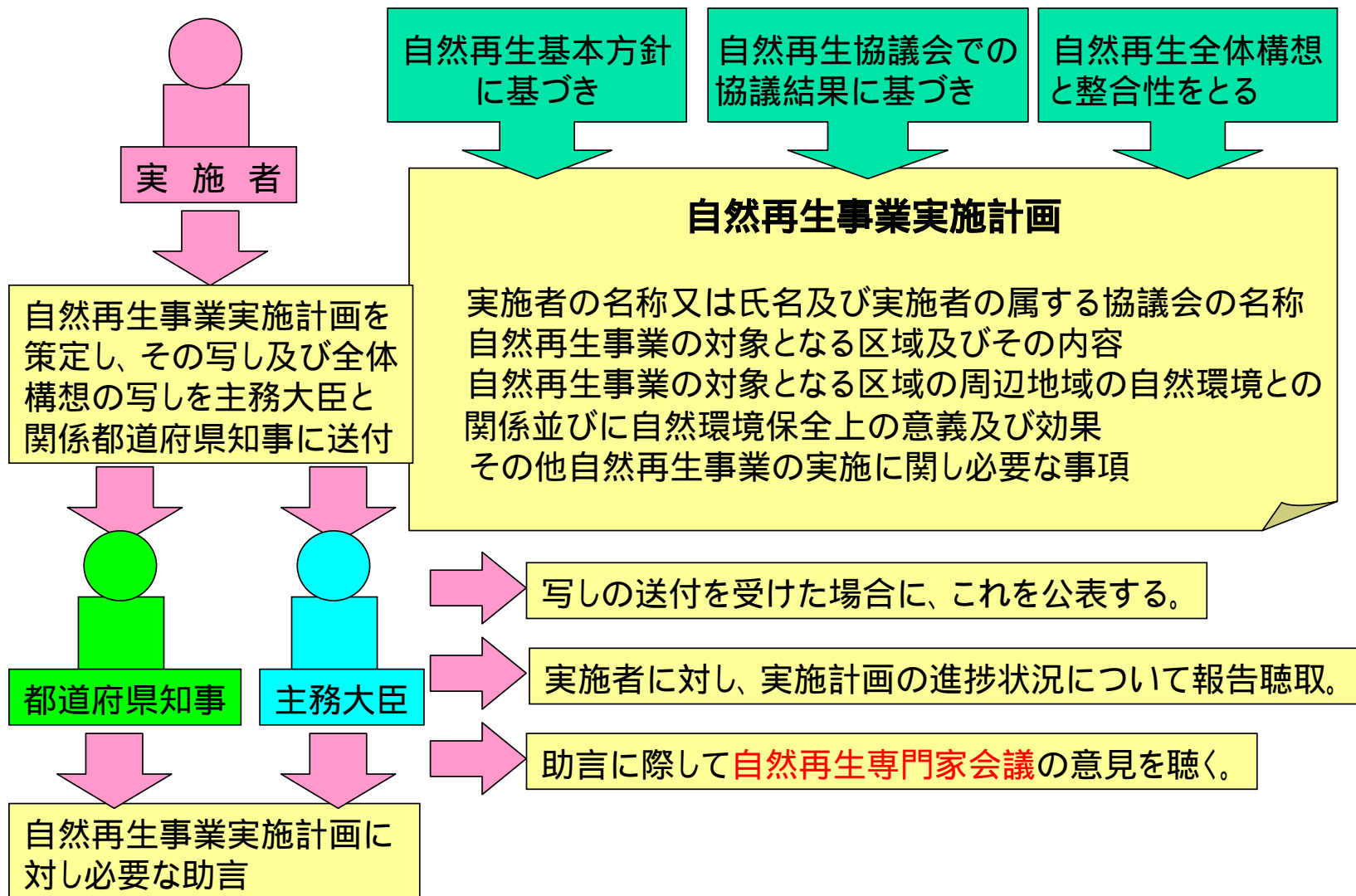
自然再生協議会の組織化と運営



自然再生全体構想の作成



自然再生事業実施計画(第9条)の策定





自然再生専門家会議

第十七条 第2項

環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する**自然再生専門家会議**を設け、前項の**連絡調整**を行うに際しては、**その意見を聴くものとする。**

第九条 第6項

主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し**必要な助言をすることができる。**この場合において、主務大臣は第十七条第二項の**自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。**

自然再生専門家会議

